

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 地籍調査の成果について認証した
件三件 三六
- 保安林の指定をする件 三六
- 道路の区域を変更する件 三六
- 平成二十二年度福島県有休任期付
職員採用候補者登録試験を実施す
る件 三六
- 土地改良事業の工事の完了につい
て届出があった件 三六
- 随意契約の相手方を決定した件 三六

告 示

福島県告示第三百八十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十二年六月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

福島市

二 成果の名称

福島市大波の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第三百八十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十二年六月四日

一 調査を行った者の名称

福島市

二 成果の名称

福島市立子山の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第三百八十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、岩瀬郡天栄村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十二年六月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

天栄村

二 成果の名称

岩瀬郡天栄村大字牧之内の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第三百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十二年六月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林の所在場所

大沼郡三島町大字早戸字居平四四〇から四四二まで、四八五の一、二五五二の二、二五五四、二五五五、二五五八から二五六〇まで、四八五の二・二五五二の一・二五五七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)・二五五五地先・二五五八地先・二五六〇地先(以上三筆地先について次の図に示す部分に限る。)・字下ノ原地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

干害の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び三島町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
 (治山対策課)

福島県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年六月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道西若松停車場南町線	会津若松市城西町三九〇番一八地先から同 市城西町三九〇番二〇地先まで	変更前	四六・〇〇 六〇・〇〇	一九・五
	会津若松市城西町三九〇番一八地先から同 市城西町三九〇番二〇地先まで	変更後	四五・五〇 五九・五〇	一九・五

(道路計画課)

公 告

公告第二百三十五号

平成二十二年福島県育児任期付職員採用候補者登録試験を次のとおり実施します。
 平成二十二年六月四日

福島県知事 佐藤雄平

一 試験を実施する職種

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項第一号の規定による任期を定めて採用する職

二 登録予定人員

一般事務 三十名程度

- 化学 一名程度
- 心理判定員 一名程度
- 保健師 二名程度
- 看護師 一名程度
- 農業 二名程度
- 畜産 一名程度
- 農業土木 一名程度
- 林業 一名程度
- 土木 一名程度

三 試験期日
 平成二十二年七月十一日(日)

四 受験申込受付期間
 平成二十二年六月四日(金) から同月二十八日(月) まで(土曜日及び日曜日を除きます。)

五 受付窓口
 福島県総務部人事総室人事課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二二七〇三三)

六 問い合わせ先
 福島県総務部人事総室人事課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二二七〇三三)

七〇三三)

(人事課)

公告第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。
 平成二十二年六月四日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良事業を行う者の名称 地区名 土地改良事業の種類 施行同意年月日 工事の完了年月日
 いわき市 中ノ沢 元気な地域づくり交付金(農業生産基盤整備一般) 平成一八年八月九日 平成二十二年三月三十一日

同 絹谷 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(基盤整備) 平成二十二年四月二一日 平成二十二年四月二一日

(農村計画課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第46号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるビデオプロジェクト装置の賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年6月4日

福島県警察本部長 松本光弘

- 1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量
ビデオプロジェクトシステム装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年4月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱電機クレジット株式会社 東京都品川区西五反田一丁目3番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
68,100,732円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(会計課)